## 高年齢雇用継続給付金の申請に必要な書類

受給資格確認手続 初回支給申請手続
□ 雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書
□ 高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付
支給申請書
□ 賃金台帳
支給申請書と賃金証明書の記載内容が確認できるもの
□ 出勤簿またはタイムカード
□ 運転免許証または住民票の写し
被保険者の年齢が確認できる書類 ※ あらかじめマイナンバーを届け出ている者については、年齢確認書類の写しを省略できます。
□ 通帳の写し
氏名及び金融機関名・口座番号が記載されているページのコピー
支給申請手続(2回目以降)
□ 高年齢雇用継続給付金支給申請書
□ 賃金台帳
□ 出勤簿またはタイムカード